

議案第14号

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

鹿児島県産業廃棄物税条例（平成16年鹿児島県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第3条中「(12)」を「(11)」に、「(13)」を「(12)」に改める。

附則第5項中「令和6年度」を「令和11年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和11年度を目途として、鹿児島県産業廃棄物税条例の施行状況等を勘案し、必要な措置を講ずることとするため、所要の改正をしようとするものである。